

Press Release



TOKAI TOKYO FINANCIAL HOLDINGS, INC.

6-2, NIHONBASHI 3-CHOME, CHUO-KU, TOKYO 103-0027 JAPAN

平成 28 年 5 月 23 日

各 位

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
東京都中央区日本橋三丁目 6 番 2 号
証券コード 8616
東証・名証第一部

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 104 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 104 期定時株主総会において承認されることを条件に、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により導入された「監査等委員会設置会社」へ移行することとなっております。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、並びに、取締役会の決議により重要な業務執行（会社法 399 条の 13 第 5 条に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができるようにする規定の新設等、所要の変更をするものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成 28 年 6 月 29 日 |
| (2) 定款変更の効力発生予定日 | 平成 28 年 6 月 29 日 |

以 上

本件に関するお問い合わせは、広報・IR部 03-3517-8618 までお願いします。

【別紙】

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (省 略)</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載して<u>おこなう</u>。</p> <p>第2章 株式 第6条～第9条 (省 略)</p> <p>第10条 (単元未満株式の買増し) 1 当社の単元未満株式を有する株主は、「<u>株式取扱規則</u>」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増し請求」という。)することができる。ただし、買増し請求がある時に、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していない場合は、この限りではない。 2 <u>買増し請求</u>をすることが出来る時期、請求の方法等については、<u>取締役会で定める「株式取扱規則」</u>による。</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) 1 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定め、公告</u>する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載して<u>行う</u>。</p> <p>第2章 株式 第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (単元未満株式の買増し) 1 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>当社の定める「株式取扱規則」</u>により、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増し請求」という。)することができる。ただし、買増し請求がある時に、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していない場合は、この限りではない。 2 <u>買増し請求</u>をすることが出来る時期、請求の方法等については、「<u>株式取扱規則</u>」による。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) 1 (現行どおり) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>これを公告</u>する。 3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第13条（基準日） 当社は、定款に定めるもののほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議により</u> 予め公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第3章 株主総会 第14条（招集） 1 定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。ただし、取締役社長事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の代表取締役が招集する。</p> <p>第15条、第16条（省略）</p> <p>第17条（議長） 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。ただし、<u>取締役社長に事故あるときは、</u> 予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第18条～第20条（省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第21条（員数および選任） 1 当社の取締役は <u>12名以内とし、株主総会において選任する。</u> (新設) 2 <u>前項の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u> (新設)</p>	<p>第13条（基準日） 当社は、定款に定めるもののほか、必要があるときは、<u>予め公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p>第3章 株主総会 第14条（招集） 1 （現行どおり） 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会長または取締役社長が招集する。ただし、取締役会長および取締役社長のいずれにも事故あるときは、</u> 予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の代表取締役が招集する。</p> <p>第15条、第16条（省略）</p> <p>第17条（議長） 株主総会の議長は、<u>取締役会長または取締役社長のうち、取締役会の決議によって予め定めた取締役がこれにあたる。ただし、取締役会長および取締役社長のいずれにも事故あるときは、</u> 予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第18条～第20条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第21条（員数） 1 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (削除) (削除) 第22条（選任方法） 1 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総</u></p>

現行定款	変更案
<p>第22条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第23条 (代表取締役および役付取締役) 1 当社は、取締役会の決議により、代表取締役1名以上を選定する。</p> <p>2 取締役会は、代表取締役の中から、取締役社長1名を選定する。</p> <p>3 取締役会は、取締役の中から、その他の役付取締役を選定することができる。</p> <p>第24条 (招 集) 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長または取締役社長が招集する。ただし、取締役会議長および取締役社長事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役が招集する。</p> <p>2 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の場合には、この招集期間は短縮することができる。</p> <p>3 前項の通知は、取締役および監査役的全員の同意のあったときは、招集の手続</p>	<p>会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第23条 (任 期) 1 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第24条 (代表取締役および業務執行取締役) 1 当社は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を1名以上選定する。</p> <p>2 取締役会は、代表取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、その他の業務執行取締役を選定することができる。</p> <p>第25条 (招 集) 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長、取締役会長または取締役社長が招集する。ただし、取締役会議長、取締役会長および取締役社長のいずれにも事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役が招集する。</p> <p>2 取締役会の招集は、各取締役に対し会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の場合には、この招集期間は短縮することができる。</p> <p>3 取締役の全員の同意のあるときは、招</p>

現行定款	変更案
<p>を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>集の経緯を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p><u>第25条（取締役会議長）</u> 取締役会は、取締役の中から、取締役会議長1名を選定する。ただし、取締役会議長事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p><u>第26条（議長）</u> 取締役会は、取締役の中から、取締役会議長1名を選定する。ただし、取締役会議長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p><u>第26条（決議方法）</u> （省略） （新設）</p>	<p><u>第27条（決議方法）</u> （現行どおり） <u>第28条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p><u>第27条（議事録）</u> 1 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した<u>取締役および監査役</u>が記名捺印するものとする。 2 <u>前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。</u></p>	<p><u>第29条（議事録）</u> 1 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した<u>取締役</u>が記名捺印するものとする。 2 <u>第27条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。</u></p>
<p><u>第28条（報酬等）</u> 1 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>第30条（報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p><u>第29条（取締役の責任免除）</u> （省略）</p>	<p><u>第31条（取締役の責任免除）</u> （現行どおり）</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 <u>第30条（員数および選任）</u> 1 <u>当会社の監査役は6名以内とし、株主総会において選任する。</u> 2 <u>前項の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>（削除） （削除） （削除）</p>
<p><u>第31条（任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 (招 集)</u> 1 <u>監査役会の招集は、各監査役に対し会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の場合には、この招集期間は短縮することができる。</u> 2 <u>前項の通知は、監査役の全員の同意のあったときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条 (決 議)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数によってこれを決める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 (議 事 録)</u> <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印するものとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 (報 酬 等)</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条 (監査役の責任免除)</u> 1 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役 (監査役であったものを含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 <u>第32条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第33条 (招 集)</u></p> <p><u>1 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し会日の3日前までに、その通知を發する。ただし、緊急の場合には、この招集期間は短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意のあるときは、招集の手續を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第34条 (決議方法)</u></p> <p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第35条 (議事録)</u></p> <p><u>監査等委員会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査等委員が記名捺印するものとする。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第38条 (選任方法)</u> (省 略)</p> <p><u>第39条 (任 期)</u> (省 略)</p> <p><u>第40条 (報 酬 等)</u> 会計監査人の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第41条 (事業年度)</u> (省 略)</p> <p><u>第42条 (剰余金の配当)</u> (省 略)</p> <p><u>第43条 (中間配当)</u> (省 略)</p> <p><u>第44条 (剰余金の配当金の除斥期間)</u> (省 略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第36条 (選任方法)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第37条 (任 期)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第38条(報 酬 等)</u> 会計監査人の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第39条 (事業年度)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第40条 (剰余金の配当)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第41条 (中間配当)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第42条 (剰余金の配当金の除斥期間)</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第104期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>